

## 設計図書の訂正について

令和2年11月16日付けで入札公告した「関越自動車道 木沢川橋床版取替工事」において、設計図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、訂正した交付図書は、競争参加資格確認申請者に送付いたします。

令和3年4月13日

契約責任者

東日本高速道路株式会社  
新潟支社長 水口 和之

### 【訂正内容】

- ・入札公告（説明書）
- ・設計図書（特記仕様書）

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

## 別添

## 正誤表

記載内容を次のとおり訂正します。

対象	訂正前	訂正後
入札公告 4-10. 施工体制確認資料の提出	<p>4-10. 施工体制確認資料の提出</p> <p>施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を、次のとおり提出するものとする。</p> <p>①資料の提出期限 令和3年4月27日（火）16:00まで</p> <p>②資料の提出場所 上記1-6. 契約担当部署のとおり</p> <p>③資料の提出方法 郵送又は持参</p> <p>郵送の場合は、書留郵便又は信書便（提出期限の日までに必着のこと）により提出すること。</p> <p>なお、提出部数は2部（正1部、副1部）とする。</p> <p>④その他 施工体制確認資料提出期限以後の提出後の修正及び再提出は認めない。また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は下記4-11.(1)において不適と判断し、当該者が行った入札を無効とする。</p>	<p>4-10. 施工体制確認資料の提出</p> <p>施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を、次のとおり提出するものとする。</p> <p>①資料の提出期限 令和3年5月11日（火）16:00まで</p> <p>②資料の提出場所 上記1-6. 契約担当部署のとおり</p> <p>③資料の提出方法 郵送又は持参</p> <p>郵送の場合は、書留郵便又は信書便（提出期限の日までに必着のこと）により提出すること。</p> <p>なお、提出部数は2部（正1部、副1部）とする。</p> <p>④その他 施工体制確認資料提出期限以後の提出後の修正及び再提出は認めない。また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は下記4-11.(1)において不適と判断し、当該者が行った入札を無効とする。</p>
入札公告 6-2. 入札及び開札	<p>6-2. 入札及び開札</p> <p>入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。</p> <p>① 入札書の提出期限 令和3年4月19日（月）16時まで</p> <p>② 入札書の提出場所 上記1-6. 契約担当部署のとおり</p> <p>③ 入札書の提出方法 電子入札システム又は書留郵便若しくは信書便（配達日指定郵便等により提出期限の日までに必着のこと）</p> <p>※入札者に対する指示書[16]から[20]を参照のこと</p> <p>④ 開札執行日時 令和3年4月21日（水）13時30分</p> <p>⑤ 開札執行場所 上記1-6. 契約担当部署のとおり</p> <p>⑥ その他 入札者は、上記4-6.技術提案書の採否確認等の採否確認結果通知において、提案した内容が採用された場合は、採用された技術提案の内容に基づく入札を行うこと。</p> <p>なお、入札書の提出の際に、採用された技術提案の見直し提案等の再度の提示・提出は認めないものとし、見直し提案等の事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。</p>	<p>6-2. 入札及び開札</p> <p>入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。</p> <p>⑦ 入札書の提出期限 令和3年4月27日（火）16時まで</p> <p>⑧ 入札書の提出場所 上記1-6. 契約担当部署のとおり</p> <p>⑨ 入札書の提出方法 電子入札システム又は書留郵便若しくは信書便（配達日指定郵便等により提出期限の日までに必着のこと）</p> <p>※入札者に対する指示書[16]から[20]を参照のこと</p> <p>⑩ 開札執行日時 令和3年4月28日（水）13時30分</p> <p>⑪ 開札執行場所 上記1-6. 契約担当部署のとおり</p> <p>⑫ その他 入札者は、上記4-6.技術提案書の採否確認等の採否確認結果通知において、提案した内容が採用された場合は、採用された技術提案の内容に基づく入札を行うこと。</p> <p>なお、入札書の提出の際に、採用された技術提案の見直し提案等の再度の提示・提出は認めないものとし、見直し提案等の事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。</p>

## 別添

## 正誤表

記載内容を次のとおり訂正します。

対象	訂正前				訂正後			
特記仕様書（18頁） 18-1 建設副産物の活用等 1-3. (1) 及び (3)		渡り線 路肩側非常駐車帯造成箇所 橋面舗装、段差修正箇所				渡り線 路肩側非常駐車帯造成箇所 橋面舗装、段差修正箇所		
建設発生土	建設発生土	路肩側非常駐車帯造成箇所	1 6 0 m <sup>3</sup>	本特記仕様書8に定める自工区外盛土場に関する事項による	建設発生土	路肩側非常駐車帯造成箇所	1 6 0 m <sup>3</sup>	本特記仕様書8に定める自工区外盛土場に関する事項による
建設汚泥	建設汚泥	W J コンクリートカッター	—	—	建設汚泥	W J コンクリートカッター	—	—
研削材及びケレンかす	研削材及びケレンかす	塗替塗装	4 0 9 t	最終処分場	研削材及びケレンかす	塗替塗装	4 0 9 t	最終処分場
鉛入り廃塗膜	鉛入り廃塗膜	塗替塗装	3 0 7 t	最終処分場				
	(2) 建設副産物を本線に利用する場合は、共通仕様書に定める該当各項の規定により施工するものとする。				(2) 建設副産物を本線に利用する場合は、共通仕様書に定める該当各項の規定により施工するものとする。			
	(3) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地				(3) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地			
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件		特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊	株桜井石材	新潟県魚沼市 下倉1421 -1	受入時間帯：8：00～17：00 休日：日曜、祝祭日 時間外受入：可 小割条件：一辺最大50cm位		コンクリート塊	株桜井石材	新潟県魚沼市 下倉1421 -1	受入時間帯：8：00～17：00 休日：日曜、祝祭日 時間外受入：可 小割条件：一辺最大50cm位
	宝砂利株	新潟県長岡市 西川口字桑巻 4795	受入時間帯：8：00～17：00 休日：自社年間休日カレンダーによる 時間外受入：可 小割条件：50cm角以下		宝砂利株	新潟県長岡市 西川口字桑巻 4795	受入時間帯：8：00～17：00 休日：自社年間休日カレンダーによる 時間外受入：可 小割条件：50cm角以下	
アスファルトコンクリート塊	株桜井石材	新潟県魚沼市 下倉1421 -1	受入時間帯：8：00～17：00 休日：日曜、祝祭日 時間外受入：可 小割条件：一辺最大50cm位		アスファルトコンクリート塊	株桜井石材	新潟県魚沼市 下倉1421 -1	受入時間帯：8：00～17：00 休日：日曜、祝祭日 時間外受入：可 小割条件：一辺最大50cm位
	宝砂利株	新潟県長岡市 西川口字桑巻 4795	受入時間帯：8：00～17：00 休日：自社年間休日カレンダーによる 時間外受入：可 小割条件：50cm角以下		宝砂利株	新潟県長岡市 西川口字桑巻 4795	受入時間帯：8：00～17：00 休日：自社年間休日カレンダーによる 時間外受入：可 小割条件：50cm角以下	
研削材及びケレンかす	株アイザック	富山県富山市 米田町3-3 -33	受入時間帯：8：30～16：30 荷姿：フレコンバッグ梱包（フレコンバッグ処分費含む） 鉛溶出量：基準値以下（産業廃棄物）		研削材	株アイザック	富山県富山市 米田町3-3 -33	受入時間帯：8：30～16：30 荷姿：フレコンバッグ梱包（フレコンバッグ処分費含む） 鉛溶出量：基準値以下（産業廃棄物）
鉛入り廃塗膜	青木環境事業株	新潟県新潟市 北区島見町3 268-15	受入時間帯：8：30～16：30 荷姿：フレコンバッグ梱包（フレコンバッグ処分費含む） 鉛溶出量：基準値以上（特別管理産業廃棄		ケレンかす	青木環境事業株	新潟県新潟市 北区島見町3 268-15	受入時間帯：8：30～16：30 荷姿：フレコンバッグ梱包（フレコンバッグ処分費含む） 鉛溶出量：基準値以上（特別管理産業廃棄

対象	訂正前	訂正後																																																																																																					
<b>特記仕様書（38頁）</b> <b>24-21-6 施工</b> <b>(7) 廃材の処理</b>	<p>のとする。なお、塗膜剥離剤による既存塗膜の除去程度は、特殊部や狭隘部などの塗膜除去困難部を除き、黒皮又は鋼素地面を露出させるものとする。</p> <p><b>(7) 廃材の処理</b></p> <p>塗膜の除去及び素地調整により発生する廃塗膜（研削材含む）等は、次表のとおりとし、廃塗膜等の数量に変更が伴う場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位当り研削材及びケレンかす数量</th> <th>合計数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃塗膜</td> <td>約30kg/m<sup>2</sup></td> <td>約307t</td> <td rowspan="3">塗替塗装面積 約10,218m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>研削材</td> <td>約39kg/m<sup>2</sup></td> <td>約399t</td> </tr> <tr> <td>ケレンかす</td> <td>約1kg/m<sup>2</sup></td> <td>約10t</td> </tr> </tbody> </table> <p>研削材及びケレンかすの処理方法については、本特記仕様書18によるものとする。</p> <p>旧塗膜にP C Bが含有することが確認された場合は、処理方法について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。また、各都道府県の環境部局に確認の上、処理に要する費用について監督員と受注者とで協議し定めることとする。</p> <p><b>(8) 安全対策</b></p> <p>施工にあたっては、厚労省通達、関連法令及び構造物施工管理要領III-2-1の規定に従わなければならない。また、塗膜の除去作業にあたっては、作業員の安全や火災に対する安全等対策や周辺環境への影響についても考慮して行わなければならない。なお、塗膜除去に有機溶剤を使用する場合の安全対策に要する費用のうち剥離剤用環境対策資機材及び剥離剤用安全衛生保護具については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>安全衛生保護具は次表のとおりとし、安全衛生保護具の数量に変更が伴う場合は、監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">摘要</th> <th colspan="3">数量（個）</th> </tr> <tr> <th>木沢川橋 上り線</th> <th>木沢川橋 下り線</th> <th>徳田橋 上り線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呼吸用保護具 本体</td> <td>・呼吸用保護具（エアラインマスク） ・世話役1人、塗装工5人（計6人）</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>呼吸用保護具 フィルター</td> <td>・呼吸用保護具（エアラインマスク）フィルター ・6人×2個/人日×施工日数</td> <td>816 (68日)</td> <td>816 (68日)</td> <td>828 (69日)</td> </tr> <tr> <td>化学防護服</td> <td>・6人×2個/人日×施工日数</td> <td>816 (68日)</td> <td>816 (68日)</td> <td>828 (69日)</td> </tr> <tr> <td>防護手袋</td> <td>・6人×2個/人日×施工日数</td> <td>816 (68日)</td> <td>816 (68日)</td> <td>828 (69日)</td> </tr> <tr> <td>化学防護長靴 カバー</td> <td>・6人×1個/人</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>化学防護長靴 カバー</td> <td>・6人×2個/人日×施工日数</td> <td>816 (68日)</td> <td>816 (68日)</td> <td>828 (69日)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(9) 塗膜剥離剤による塗膜除去工</b></p> <p>塗膜剥離剤による塗膜除去工にあっては、次の対策を実施する。</p> <p><b>【共通事項】</b></p>	区分	単位当り研削材及びケレンかす数量	合計数量	摘要	廃塗膜	約30kg/m <sup>2</sup>	約307t	塗替塗装面積 約10,218m <sup>2</sup>	研削材	約39kg/m <sup>2</sup>	約399t	ケレンかす	約1kg/m <sup>2</sup>	約10t	名称	摘要	数量（個）			木沢川橋 上り線	木沢川橋 下り線	徳田橋 上り線	呼吸用保護具 本体	・呼吸用保護具（エアラインマスク） ・世話役1人、塗装工5人（計6人）	6	6	6	呼吸用保護具 フィルター	・呼吸用保護具（エアラインマスク）フィルター ・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)	化学防護服	・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)	防護手袋	・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)	化学防護長靴 カバー	・6人×1個/人	6	6	6	化学防護長靴 カバー	・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)	<p>のとする。なお、塗膜剥離剤による既存塗膜の除去程度は、特殊部や狭隘部などの塗膜除去困難部を除き、黒皮又は鋼素地面を露出させるものとする。</p> <p><b>(7) 廃材の処理</b></p> <p>塗膜の除去及び素地調整により発生する廃材は次表のとおりとし、数量に変更が伴う場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位当り研削材及びケレンかす数量</th> <th>合計数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研削材</td> <td>約39kg/m<sup>2</sup></td> <td>約399t</td> <td rowspan="2">塗替塗装面積 約10,218m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>ケレンかす</td> <td>約1kg/m<sup>2</sup></td> <td>約10t</td> </tr> </tbody> </table> <p>研削材及びケレンかすの処理方法については、本特記仕様書18によるものとする。</p> <p>旧塗膜にP C Bが含有することが確認された場合は、処理方法について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。また、各都道府県の環境部局に確認の上、処理に要する費用について監督員と受注者とで協議し定めることとする。</p> <p><b>(8) 安全対策</b></p> <p>施工にあたっては、厚労省通達、関連法令及び構造物施工管理要領III-2-1の規定に従わなければならない。また、塗膜の除去作業にあたっては、作業員の安全や火災に対する安全等対策や周辺環境への影響についても考慮して行わなければならない。なお、塗膜除去に有機溶剤を使用する場合の安全対策に要する費用のうち剥離剤用環境対策資機材及び剥離剤用安全衛生保護具については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>安全衛生保護具は次表のとおりとし、安全衛生保護具の数量に変更が伴う場合は、監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">摘要</th> <th colspan="3">数量（個）</th> </tr> <tr> <th>木沢川橋 上り線</th> <th>木沢川橋 下り線</th> <th>徳田橋 上り線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呼吸用保護具 本体</td> <td>・呼吸用保護具（エアラインマスク） ・世話役1人、塗装工5人（計6人）</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>呼吸用保護具 フィルター</td> <td>・呼吸用保護具（エアラインマスク）フィルター ・6人×2個/人日×施工日数</td> <td>816 (68日)</td> <td>816 (68日)</td> <td>828 (69日)</td> </tr> <tr> <td>化学防護服</td> <td>・6人×2個/人日×施工日数</td> <td>816 (68日)</td> <td>816 (68日)</td> <td>828 (69日)</td> </tr> <tr> <td>防護手袋</td> <td>・6人×2個/人日×施工日数</td> <td>816 (68日)</td> <td>816 (68日)</td> <td>828 (69日)</td> </tr> <tr> <td>化学防護長靴 カバー</td> <td>・6人×1個/人</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>化学防護長靴 カバー</td> <td>・6人×2個/人日×施工日数</td> <td>816 (68日)</td> <td>816 (68日)</td> <td>828 (69日)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(9) 塗膜剥離剤による塗膜除去工</b></p> <p>塗膜剥離剤による塗膜除去工にあっては、次の対策を実施する。</p> <p><b>【共通事項】</b></p>	区分	単位当り研削材及びケレンかす数量	合計数量	摘要	研削材	約39kg/m <sup>2</sup>	約399t	塗替塗装面積 約10,218m <sup>2</sup>	ケレンかす	約1kg/m <sup>2</sup>	約10t	名称	摘要	数量（個）			木沢川橋 上り線	木沢川橋 下り線	徳田橋 上り線	呼吸用保護具 本体	・呼吸用保護具（エアラインマスク） ・世話役1人、塗装工5人（計6人）	6	6	6	呼吸用保護具 フィルター	・呼吸用保護具（エアラインマスク）フィルター ・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)	化学防護服	・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)	防護手袋	・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)	化学防護長靴 カバー	・6人×1個/人	6	6	6	化学防護長靴 カバー	・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)
区分	単位当り研削材及びケレンかす数量	合計数量	摘要																																																																																																				
廃塗膜	約30kg/m <sup>2</sup>	約307t	塗替塗装面積 約10,218m <sup>2</sup>																																																																																																				
研削材	約39kg/m <sup>2</sup>	約399t																																																																																																					
ケレンかす	約1kg/m <sup>2</sup>	約10t																																																																																																					
名称	摘要	数量（個）																																																																																																					
		木沢川橋 上り線	木沢川橋 下り線	徳田橋 上り線																																																																																																			
呼吸用保護具 本体	・呼吸用保護具（エアラインマスク） ・世話役1人、塗装工5人（計6人）	6	6	6																																																																																																			
呼吸用保護具 フィルター	・呼吸用保護具（エアラインマスク）フィルター ・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)																																																																																																			
化学防護服	・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)																																																																																																			
防護手袋	・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)																																																																																																			
化学防護長靴 カバー	・6人×1個/人	6	6	6																																																																																																			
化学防護長靴 カバー	・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)																																																																																																			
区分	単位当り研削材及びケレンかす数量	合計数量	摘要																																																																																																				
研削材	約39kg/m <sup>2</sup>	約399t	塗替塗装面積 約10,218m <sup>2</sup>																																																																																																				
ケレンかす	約1kg/m <sup>2</sup>	約10t																																																																																																					
名称	摘要	数量（個）																																																																																																					
		木沢川橋 上り線	木沢川橋 下り線	徳田橋 上り線																																																																																																			
呼吸用保護具 本体	・呼吸用保護具（エアラインマスク） ・世話役1人、塗装工5人（計6人）	6	6	6																																																																																																			
呼吸用保護具 フィルター	・呼吸用保護具（エアラインマスク）フィルター ・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)																																																																																																			
化学防護服	・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)																																																																																																			
防護手袋	・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)																																																																																																			
化学防護長靴 カバー	・6人×1個/人	6	6	6																																																																																																			
化学防護長靴 カバー	・6人×2個/人日×施工日数	816 (68日)	816 (68日)	828 (69日)																																																																																																			

対象	訂正前	訂正後								
<b>特記仕様書（40 頁）</b> 24-21-8 支払	<p>12) 喫煙場所を作業場所と独立した場所に配置する。また、足場内への火気（たばこ・ライター）の持ち込みを禁止すること。また、高速道路上の走行車両からの投げタバコ等、足場内に外部から点火源が侵入しないような対策を実施すること。</p> <p>13) 養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能または防炎性能を有するものを使用すること。</p> <p>14) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、防爆性能を有する電気設備、帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服・保護手袋・保護長靴及びシューズカバー等）を使用する。</p> <p>15) 火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置する。なお、それぞれ有効に感知できる機種を選定し、適切な位置に配置すること。</p> <p><b>【中毒対策】</b></p> <p>16) 作業箇所をビニールシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、作業場所内の剥離性ガス、蒸気等の濃度が高くなることが想定されるため、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。</p> <p>17) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクを使用すること。</p> <p>18) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用されること。</p> <p>19) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）を使用すること。</p> <p>20) 防毒マスクは、使用時間及びマスクの状態を作業主任者など作業者以外の者が常時厳格に管理し、定期的に吸収缶を交換すること。</p> <p>21) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用すること。</p> <p>22) 防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴などの保護具を確実に着用するとともに、防毒使用方法、使用時間・回数等を遵守する。</p> <p><b>24-21-7 数量の検測</b>          塗替塗装の数量の検測は、設計数量（m<sup>2</sup>又はm）で行うものとする。</p> <p><b>24-21-8 支払</b>          共通仕様書17-4-6 支払に下記を追加する。          塗替塗装の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m<sup>2</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う湿潤化による塗膜の除去、廃塗膜の処分、研削材及びケレンかすの処分、素地調整、塗装等、塗替塗装の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するのに必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17-(2) 塗替塗装 塗替塗装（一般部）c-3-(1) w A 塗替塗装（一般部）c-3-(1) w B 塗替塗装（特殊部）g-3-(1) w A</td> <td>m<sup>2</sup> m<sup>2</sup> m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">40</p>	単価表の項目	検測の単位	17-(2) 塗替塗装 塗替塗装（一般部）c-3-(1) w A 塗替塗装（一般部）c-3-(1) w B 塗替塗装（特殊部）g-3-(1) w A	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	<p>12) 喫煙場所を作業場所と独立した場所に配置する。また、足場内への火気（たばこ・ライター）の持ち込みを禁止すること。また、高速道路上の走行車両からの投げタバコ等、足場内に外部から点火源が侵入しないような対策を実施すること。</p> <p>13) 養生シートも含め足場内で使用する全てのシートは、難燃性能または防炎性能を有するものを使用すること。</p> <p>14) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、防爆性能を有する電気設備、帯電防止性能を有する安全衛生保護具（防護服・保護手袋・保護長靴及びシューズカバー等）を使用する。</p> <p>15) 火災発生時に同一足場内のすべての作業箇所に同報できる警報機器として火災感知器・煙感知器を配置する。なお、それぞれ有効に感知できる機種を選定し、適切な位置に配置すること。</p> <p><b>【中毒対策】</b></p> <p>16) 作業箇所をビニールシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、作業場所内の剥離性ガス、蒸気等の濃度が高くなることが想定されるため、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。</p> <p>17) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクを使用すること。</p> <p>18) ベンジルアルコールを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用すること。</p> <p>19) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け等を行う作業者は、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）を使用すること。</p> <p>20) 防毒マスクは、使用時間及びマスクの状態を作業主任者など作業者以外の者が常時厳格に管理し、定期的に吸収缶を交換すること。</p> <p>21) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用すること。</p> <p>22) 防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）、不浸透性の防護服・保護手袋・保護長靴などの保護具を確実に着用するとともに、防毒使用方法、使用時間・回数等を遵守する。</p> <p><b>24-21-7 数量の検測</b>          塗替塗装の数量の検測は、設計数量（m<sup>2</sup>又はm）で行うものとする。</p> <p><b>24-21-8 支払</b>          共通仕様書17-4-6 支払に下記を追加する。          塗替塗装の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m<sup>2</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う湿潤化による塗膜の除去、研削材及びケレンかすの処分、素地調整、塗装等、塗替塗装の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するのに必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17-(2) 塗替塗装 塗替塗装（一般部）c-3-(1) w A 塗替塗装（一般部）c-3-(1) w B 塗替塗装（特殊部）g-3-(1) w A</td> <td>m<sup>2</sup> m<sup>2</sup> m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">40</p>	単価表の項目	検測の単位	17-(2) 塗替塗装 塗替塗装（一般部）c-3-(1) w A 塗替塗装（一般部）c-3-(1) w B 塗替塗装（特殊部）g-3-(1) w A	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
単価表の項目	検測の単位									
17-(2) 塗替塗装 塗替塗装（一般部）c-3-(1) w A 塗替塗装（一般部）c-3-(1) w B 塗替塗装（特殊部）g-3-(1) w A	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>									
単価表の項目	検測の単位									
17-(2) 塗替塗装 塗替塗装（一般部）c-3-(1) w A 塗替塗装（一般部）c-3-(1) w B 塗替塗装（特殊部）g-3-(1) w A	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>									